

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年三月一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び現地測量）

二 測量の地域 桜井市大字笠

三 測量の期間 令和五年十一月十日から同年十二月十五日まで